

格付基準表（土木一式工事及び建築一式工事）

等級	A	B	C	D	E	F	G
格付 点数 等	850 点以上で、技術者が 7 人以上いる者	750 点以上で、技術者が 3 人以上いる者	650 点以上で、技術者が 2 人以上いる者	649 点～600 点の者	599 点～550 点の者	549 点以下の者	新規の者

（その他の要件）

- 1 A 等級及び B 等級については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定により特定建設業の許可を受けている者とする。
- 2 A 等級については資本金額 4,000 万円以上、B 等級については資本金額 2,000 万円以上とする。
- 3 奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領により提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）に基づき、A 等級については 1 級技術者 3 人以上を含む技術者 7 人以上とし、B 等級については 1 級技術者 1 人以上を含む技術者 3 人以上とし、C 等級については 1 級又は 2 級技術者 1 人以上を含む技術者 2 人以上とする。

（格付の特例）

- 1 通知書の土木一式又は建築一式の完成工事高が 300 万円未満の者は、F 等級に格付する。
- 2 新規登録者については、G 等級に格付し、格付した年度は入札に参加できないものとする。翌年度は、F 等級に格付し、入札に参加できるものとする。
- 3 再登録業者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。
 - (1) 1 年及び 2 年 格付点数に相当する等級
 - (2) 3 年以上 G 等級（新規）
- 4 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合で、建設業法第 3 条の規定による許可を受け、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものについては、事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について（昭和 50 年 11 月 10 日建設省厚発第 473 号）に基づき、総合評定点を付け、格付する。

測量業務格付基準表

等級	A	B	C
格付点数等	130点以上で、技術者が2人以上いる者	A級の格付基準を満たさない者	新規の者
<p>(その他の要件)</p> <p>A等級については、測量士1人以上を含む技術者2人以上とし、B等級については、測量士1人以上の技術者とする。</p> <p>(格付の特例)</p> <p>1 新規登録者については、C等級に格付し、格付した年度は入札に参加できないものとする。翌年度は、B等級に格付し、入札に参加できるものとする。</p> <p>2 再登録業者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。</p> <p>(1) 1年及び2年 格付点数に相当する等級</p> <p>(2) 3年以上 C等級(新規)</p>			

建築設計業務格付基準表

等級	A	B	C
格付点数等	140点以上の者	139点以下の者	新規の者
<p>(格付の特例)</p> <p>1 新規登録者については、C等級に格付し、格付した年度は入札に参加できないものとする。翌年度は、格付点数に相当する等級に格付し、入札に参加できるものとする。</p> <p>2 再登録業者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。</p> <p>(1) 1年及び2年 格付点数に相当する等級</p> <p>(2) 3年以上 C等級(新規)</p>			

別表第3（第8条関係）

競争入札発注基準表

（土 木）

（単位：千円）

等 級	設 計 金 額
A	50,000 以上
B	30,000 以上 50,000 未満
C	15,000 以上 30,000 未満
D	8,000 以上 15,000 未満
E	3,000 以上 8,000 未満
F	3,000 未満

（建 築）

（単位：千円）

等 級	設 計 金 額
A	80,000 以上
B	50,000 以上 80,000 未満
C	20,000 以上 50,000 未満
D	8,000 以上 20,000 未満
E	3,000 以上 8,000 未満
F	3,000 未満

（舗 装）

（単位：千円）

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
750 点以上	15,000 以上
650 点～749 点	5,000 以上 15,000 未満
550 点～649 点	2,000 以上 5,000 未満
550 点未満	2,000 未満

（造 園）

（単位：千円）

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
700 点以上	5,000 以上
600 点～699 点	3,000 以上 5,000 未満
550 点～599 点	2,000 以上 3,000 未満
550 点未満	2,000 未満

(塗 装)

(単位：千円)

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
塗装において総合評定値通知書点数を持つ全ての市内本店業者	制限付一般競争入札にかかる全ての塗装工事

(管)

(単位：千円)

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
700 点以上	8,000 以上
600 点～699 点	4,000 以上 8,000 未満
600 点未満	4,000 未満

(防 水)

(単位：千円)

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
防水において総合評定値通知書点数を持つ全ての市内本店業者	制限付一般競争入札にかかる全ての防水工事

(電 気)

(単位：千円)

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
電気において総合評定値通知書点数を持つ全ての市内本店業者	制限付一般競争入札にかかる全ての電気工事

(解 体)

(単位：千円)

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
解体において総合評定値通知書点数を持つ全ての市内本店業者	制限付一般競争入札にかかる全ての解体工事

(測 量)

(単位：千円)

等 級	設 計 金 額
A	2,000 以上 10,000 未満
B	2,000 未満

(建築設計)

(単位：千円)

等 級	設 計 金 額
A	3,000 以上 10,000 未満
B	3,000 未満